

ID: 958

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	文書の提出等に従わない場合の保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第65条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め(第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日